



Title	アメリカのロースクールにおける公共部門における弁護士養成のアプローチ
Author(s)	ラバーズ, ジェフリー; 佐伯, 彰洋
Citation	阪大法学. 2013, 63(1), p. 215-230
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67924
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

アメリカのロースクールにおける 公共部門における弁護士養成のアプローチ

ジェフリー・ラバース
佐伯彰洋訳

この度は、著名な方々と共にこのシンポジウムに参加することを大変光榮に思う。とりわけ、私の友人である佐伯彰洋教授には、招待していただいたことに感謝する。

ご存じの方も多いように、アメリカには多くの弁護士がいる。ある論文では、二〇〇四年には国民一〇万人につき約三七二人もの弁護士がアメリカにいるのに対し、日本には一〇万人につき約一九人の弁護士しかいないと指摘されている⁽¹⁾。

今日、これらの数値は、疑いもなく米日の両国において高くなっている。しかし、同時に景気低迷により民間部門での法律職の求人削減が急速に進み、ロースクールの新卒者は仕事を探すことがますます難しくなっている。全米法律職協会 (NALP) が発表した近年の統計によると、「ロースクール新卒者の就業率は、二〇一一年修了生は八五・六%で、一九九四年以来最低であった……これは最も高かった二〇〇七年修了生の九一・九%から下降している⁽²⁾」。

さらには、「就職したことが明らかになっている修了生のうち、六五・四%のみが司法試験の合格が必要な職に就いた。これは、七四・七%であった二〇〇八年から九%低くなっており、NALPが統計を取り始めて以来最低値である」⁽³⁾。

NALPの報告によれば、職別については、民間の法律事務所に就職した修了生は、二〇一一年には五〇%を下回り(四九・五%)、これは二〇〇九年と比べると五%の減少である⁽⁴⁾。

企業への就職は、全ての就職先のうち一八・一%の割合を占め、これはNALPのこれまでの統計のなかでは最も高く、二〇一〇年修了生の一五・一%よりも上昇している。しかしながら、そのうち司法試験の合格を必要とする就職先はわずか二九%しかなく、三七%が法務博士(JD degree)の学位があれば有利になるというものである。さらには、これらの企業職のうちおよそ一%は臨時職であった⁽⁵⁾。

したがって、公共部門での法律職に対する新たな関心が高まっている。日本では伝統とはなっていないが、アメリカでは連邦政府、州、地方レベルの官公庁が長い間弁護士を雇用してきた。執行府、立法府、司法府の政府機関は、弁護士しか就くことができない職や弁護士が好ましい又は弁護士に適している職を多く有している。これらの職のいくつかは、とりわけ司法省における訴訟、他には規則制定、政策立案、略式裁決、助言である。

NALPによれば、二〇一一年に就職した修了生の二八・八%が軍隊や他の政府の業務、調査官職(clerkships)を含む公的部門の職に就いた。これは二〇〇九年の二五・九%よりも上昇している。最後に、公設弁護人を含めた公益団体も上昇傾向にあり、二〇〇九年は五・六%、二〇一〇年は六・七%であったが、七・五%の修了生が就職している⁽⁶⁾。

近年、連邦政府弁護士の雇用が増えてきていることは明らかである。FedScope と呼ばれる連邦人事管理局による連邦人材データベースを利用して、ブログを作成したNALPの会員であるミリアム・ヒバードは、ここ五年間で「一般弁護士」といわれる政府で働く弁護士の数は、約六〇〇〇人ほど増えたことを指摘した。⁽⁷⁾ これらの仕事は、アドバイザー弁護士や訴訟弁護士であったり、他にも法務博士が必要な業務である。

彼女の図表は、弁護士数の増加を以下のように詳述している(図表1参照―訳者注)。⁽⁸⁾

また彼女によれば、これらの弁護士の主な雇用者は以下の通りである。

司法省	一〇、七九六
財務省	二、二九七
国土安全保障省	二、〇三五
証券取引委員会	一、六三九
環境保護庁	一、一二七 ⁽⁹⁾

最後に彼女は、Partnership for Public Service が二〇〇九年に「職はどこにあるか」と題した報告書において「連邦政府は、次の三年間で二二、〇〇〇人以上もの法律関係職を雇用する必要があるだろう。そして、そのうち五、八〇〇の職は弁護士が従事すべきものになるだろう。一般的な雇用市場は厳しいかもしれないが、連邦政府は弁護士の数が更に必要であることを確かに示してきた。その理由の一つとしては、多くの団塊世代の人々が退職し始めていることにある⁽¹⁰⁾」と予測していることを報告している。

ロースクール学生の多くは、個人的な理由から、これらの仕事への就職を熱望している。彼らは、これらの仕事と比較的安定していること、年金保障が確保されていること、休暇や勤務時間が予測できることを民間企業と比較

図表 1

就職先	執行府レベル の行政機関	大規模独立行 政機関	中規模独立行 政機関	小規模独立行 政機関	すべての行 政機関
職員数		1000人以上	100～999人	100人以上	
2007年 9月	21,351	7,510	896	88	29,885
2008年 9月	22,182	7,702	944	100	30,928
2009年 9月	23,501	8,486	1,018	96	33,101
2010年 10月	24,342	9,351	1,114	107	34,914
2011年 9月	24,604	9,621	1,270	119	35,614

して魅力的に感じるのかもしれない。これらの仕事はまた、育児の予定が立てやすく、特に働いている親にとって魅力的かもしれない。公務員の給料は伝統的に民間の法律事務所と比べると従来から低いものの、景気低迷により、その差も小さくなってきている。さらには、収入に関してより関心のある人々にとっては、政府の仕事は、後に民間へと転職する際に活かせる経験や信用を提供してくれるものになる。—いわゆる回転ドア現象の一つである。

この政府弁護士への需要は、ロースクール間に、学生にこのような職のために準備をさせることに一層力を入れることへの関心を高めるものになった。このことは、ロースクールの多くの活動に反映されているが、それは、より専門的なセミナーや政府研修を特徴とするエクスターンシップ・プログラムを含めた公法関連科目の増加、公法向けの臨床プログラム、公法の問題に特化した法学修士（LLM）プログラム、学生が政府の仕事について学び政府の職を得ることを援助する就職課（placement offices）の更なる充実といった多岐にわたるものである。これらの進展についての詳細は後に述べることにする。

その前にまず、公共部門で働くための資格について説明する。

州や地方レベルの資格は、管轄によって大きく異なる。しかし、連邦レベルでは、大統領の指名職もしくは補佐官といった政治職に従事する比較的小数の政府弁護士を除いては、たいていの政府弁護士は「公務員」に任命される。これらの弁護士の大半は、一般的にいう「競争的な」公務員資格が免除されている「一般弁護士」の地位で勤務している。⁽¹¹⁾ どこかの州の弁護士会の会員であることだけが唯一の必要条件である。これは、行政機関が、希望すれば非競争的に、この地位を埋めることができるということである。すなわち、他の公務員業務には通常必要となる募集や試験といった過程を経ずに非公式に雇うことができる。⁽¹²⁾ したがって、行政機関は、ポストが空けば、規定人員や予算の範囲内で即座に誰かを雇うことができる。

行政機関に雇われた弁護士の欠点は、職に留まる権利が試験に合格して公務員となった人たちと比べると保障されていないことである。彼らは、試験を経た公務員とは違い、「不利益処分」(解雇、一四日以上の上の停職、賃金の減額や等級の格下げなど) について特別審査委員会(メリットシステム保護審査会) に不服申立てができない。

政府弁護士は、一般的に米国政府給与レベルに基づくGS-11レベルでまず雇われるが、二〇一二年は五〇、二八七ドルからスタートしている。業績を挙げれば、彼らは通常GS-12(六〇、二七四ドル)へと昇級する。更に二年後、通常は次の等級であるGS-13(七一、六七四ドル)となる。その後、GS-14(八四、六九七ドル)もしくはGS-15(九九、六二八ドル)へと昇級できるのは顕著な業績を挙げた場合か、管理職の弁護士になった場合である。各昇級の間にも、わずかな昇給を通常毎年得られる。弁護士の中には一定の指名職であり、かなり競争的な地位である上級管理職(Senior Executive Service)(一一九、五五四ドル〜一七九、七〇〇ドル)になる者もいる。そして、もちろん経験を積んだ弁護士は、試験と選考を経て、行政法審判官(二〇三、九〇〇ドル〜一五五、五〇〇ドル)として雇われることもある。⁽¹³⁾

米国政府は、また二〇〇七年に「直接公務員ローン免除プログラム」(The Direct Loan Public Service Loan Forgiveness Program) (PSLF)¹⁴を設け、ロースクールの学生にとって政府の仕事をさらに魅力的にするための重要な一歩を踏み出した。このプログラムは、学生らに軍隊、法執行、公教育、公衆衛生といった公共部門の職に就くことを促すために創設された。このPSLFプログラムは、一〇年間、上記の職に従事し、ローンの元本について支払いをしてきたローン利用者に、ローン残高の免除を認めるものである。これは、弁護士が、これらの限定された職(連邦、州、地方の各政府や内国歳入庁によって非課税措置を受けている非営利組織で勤務すること)に従事し続ける魅力的な誘因になる。したがって、このようなキャリアを目指している学生は、一〇年後にローンの大部分が免除される、ロースクールに通学するために必要な学生ローンを得ることができる。

これらの政府の職という地位の魅力を考慮して、ロースクールは、これらの職のために学生に準備させ、学生がこれらの職の採用に申し込むことを援助するために特別な対策を講じなければならぬと認識している。これから、私の勤めるアメリカン大学ワシントン・ロースクール(Washington College of Law) (WCL)で行われている多数の取り組みについて説明する。これらの取り組みは多くのロースクールでも行われている典型的なものであるが、WCLは米国の首都に位置するという長所がある。

一 政府・公益職のための付加的ローン免除プログラム

連邦政府により行われているPSLFプログラムに加え、WCLには「公益ローン返済援助プログラム」(The Public Interest Loan Repayment Assistance Program) (PILRAP)¹⁵と、もう独自のローン返還免除プログラムがある。このプログラムは、WCLがすべて出資しているもので、フルタイムで公共部門もしくは非営利組織で働き、かつ

年間所得が七五、〇〇〇ドル未満の卒業生は、ローンの最大一〇〇%までの免除を申請することができる。

WCLの学長 (dean) によれば、二〇〇一—二〇〇二年度において、一二八件の PIRRAP の申請のうち九九件が認められ、総額三八二、八六二ドル、平均およそ三、九〇五ドルが支払われた。⁽¹⁶⁾

二 公法科目の増加

一八八〇年代にハーバード・ロースクールの学長であったクリストファー・ランゲデルは、古代の中国の哲学者達が用いたトレーニングのシステムに基づくケース・メソッドを導入した。後に、この教授法は徐々にビジネススクール、ロースクール、医学校に受け入れられるようになった。彼は、実際の判決の意見を学ぶことによって、法律論文を読むよりも法律について多く学ぶことができると考えた。二〇世紀初頭までには、事実上アメリカにある全てのロースクールで、ランゲデル・メソッドが取り入れられ、次の世紀でも、ほぼ変わることなくアメリカの法学教育の基本であり続けた。⁽¹⁷⁾

しかし一九六〇年代になって最初の重要な変化が生じた。すなわち多くのロースクールが、判例の研究をするクラスに代えてある種の「臨床的教育」(Clinical Education) を導入し始めた。⁽¹⁸⁾ しかし、ロースクールのカリキュラムの基本はランゲデル・メソッドのままであり、カリキュラムの重点が置かれているのは一年生の必修科目であり、契約法、不法行為法、財産法、刑法といった判例法(個別法)のコース、と民事手続、刑事手続である。

しかしながら、公法(制定法)の重要性が高まるにつれて、ロースクールは公法コースを(通常は憲法であるが、行政法のある種類、もしくは立法のコースも増えつつある)を、少なくとも一つは一年次の必修科目にし始め、また選択科目にも追加し始めた。例えば、WCLでは去年の春に一年次の選択科目として公法と規制国家、環境法、

食品・医薬品法、国際法、知的財産法入門、最高裁といった科目を開講した。もう一つの傾向は、法における経済的分析の重要性について関心が高まったことであるが、これもカリキュラムに影響を与えた。⁽¹⁹⁾ 今では多くのコースは、どのように経済学が不法行為から行政規制に至る全ての法政策に影響を与えるかという議論を反映するものになっており、一年次の選択科目として、法と経済学を開講している。

三 セミナーの専門化

パートタイムで教鞭をとるそれぞれの分野の専門家である「非常勤教授」(Adjunct Professors)の助けを借りて、WCLのようなロースクールは、公法、私法に関する数多くの専門性の高い選択できるコースやセミナーを提供することができている。セミナーはたいいてい週に一度の授業で、二〇頁ほどの論文が課題となっており、特に専門的なものとなる。WCLのカタログを見ると、そのようなセミナーが一〇〇以上並び、それらの多くは将来の公共部門における弁護士の養成を目的としている。⁽²⁰⁾ WCLの多様な提供科目を示すために、少なくとも二、三年に一度は開講されている公法セミナーのリストを一部抜粋する。

行政法と規制

上級・憲法

上級・国際商取引争点

上級・租税政策と問題

アメリカの裁判所・構造、人々、過程、政策

銀行法と規制

上級・市民権

上級・著作権と政策・上級・移民法の争点・政策、執行、審査

上級・行政法と規制政策の問題

エイズと法

アメリカの情報諜報活動

コンピュータ犯罪

議会、法制定、外交事情

高齢者法の政策と実践

連邦の法的組織 (Legal Institutions) ・ワシントンの法的権限を有している中核組織 (Legal Power Centers) の考察

連邦規制過程

住居差別

海法

地方政府法

北米自由貿易協定と他の地域取引協定

年金と雇用手当法

上級・証券法における問題

地域取引協定の下での商品とサービスの取引規制

衛生法における精選トピック

州憲法

北米自由貿易協定の法

連邦検察官の役割

ホワイトカラー犯罪

障害者と法

環境訴訟

連邦公有・自然資源法

財政制度

移民問題・雇用と家族

ロビイリングと立法過程

メディアと修正第一条

地域取引協定の交渉

政治犯罪とテロリズム

デイリパティブの規制

憲法上の複雑な事例についての救済

宇宙法と衛星通信

遠隔地通信法と規制

刑の宣告、制裁、矯正の法

ワシントンの弁護士

四 政府研修を特徴とするエクスターンシップ・プログラム

他の多くのロースクールと同様に、WCLにもエクスターンシップ・プログラムがあるが、これらのプログラムは、学生が官公庁や非営利組織、法律事務所のプロボノ部門においてパートタイムで勤務することで履修単位とな

るものである。エクスターンシップ・プログラムは全米で急速に増加している。例えば、大半の学生にエクスターンシップを単位として認めているロースクールの数は、二〇〇六年に二二校であったが、二〇〇九年には五四校へと増加している⁽²¹⁾。

その研修内容としては、学生は弁護士監督を受けながら実際の法務に従事しなければならない。受け入れ団体は、その団体での一年目の弁護士がするであろう仕事と同じ種類の経験と業務を学生にさせることを約束しなければならない⁽²²⁾。WCLでは、フィールドワークは合格／不合格で評価されるが、セミナーへの参加は成績で評価される。一〜三単位を取得するには、一四週あるセメスターのうちで毎週それぞれ一〇、一五、二〇時間ずつ勤務しなければならない⁽²³⁾。学生は、エクスターンシップ・セミナーに参加しているセメスターの期間中に、上記の労働時間働かなければならない。

WCLには、専用のエクスターンシップ事務室があり、雇用者の広範なデータベースの提供、雇用者が学生を採用するためのエクスターンシップ・フェアの定期的な開催、過去にエクスターンに参加した学生の受け入れ団体の評価の提供、個々の学生とのカウンセリングといった支援をしている。

ロースクールでは、エクスターンシップに参加する学生は、ロースクールの専任教員によって監督され、同時にエクスターンシップ・セミナーにも登録しなければならない。これらのセミナーは、クラスでの議論やジャーナルの執筆、小さなグループの会合を通してフィールドワークの経験を検討するための場を提供するものになっている。

エクスターンシップ・セミナーのなかには、「法律実務エクスターンシップ・セミナーに関する内省」といったやや一般的な範疇に入るものもあるが、「環境上の権利擁護 (Environmental Advocacy) エクスターンシップ・セミナー」、または「司法と訴訟エクスターンシップ・セミナー」のように特に公法向けのものもある。また私が

教えている「連邦政府における行政法エクスターションシップ・セミナー」あるいは「公益ローヤリング・エクスターションシップ・セミナー」のように政府の研修を後押しするために設けられたものもある。

私が担当しているセミナーは、連邦行政機関で研修を行っている学生のみが対象となっており、授業内容は、その行政機関で生じている行政法の問題に費やされる。学生は、様々な行政機関の職員と会合をもったり、あるいはインタビューするといったことが求められる。これらの職員の職種は様々で、例えば訴訟代理人、予算関連職員、倫理関係を担当している職員、行政法審判官、それから情報公開法に基づく開示請求を扱っている職員など行政機関で異なる職務に従事している様々な職員と会い、インタビューをすることが要求される。セメスターが終る頃には学生もこういった行政機関についての知識を深め、逆もまた同様である。私のセミナーでは、これまで多くの学生が、こういったエクスターションシップの経験を、卒業後に行政機関で職を得るために活かしてきたということができる。

五 公法向けの臨床的プログラム

臨床的教育の出現と普及は、過去三〇年間の法学教育において最も重要な変革となっている。この臨床的教育は、実際の法律問題について実際の依頼人を代理し、訴訟に最初から最後まで携わり、依頼人グループと交渉し、依頼人の事件のすべての責任を引き受け、実務面及び理論面でのローヤリングの技術を学ぶ機会を学生弁護士に付与するものである。個々のクリニックは、私たちのクリニック担当教授の指導の下、学生弁護士が重要な責任を引き受けることによって法を学び実践することを可能にする個々の指導と建設的なフィードバックを提供するものになっている。

アメリカン大学には、一一の法律クリニックがある⁽²³⁾。これらはすべて、例えば家庭内暴力や人権問題の被害者のように代理が十分されていない依頼人を代理するものになっているが、移民正義クリニック、連邦税クリニック、地域と経済発展の法クリニック、または刑事司法クリニックのように、多くは、学生が政府弁護士と法廷で争うものとなる。これは、公法の分野で職を得たいと願っている学生や政府に入りたいと願っている学生に貴重な経験と体験を提供するものになる。

六 公法問題を中心とした法学修士 (LIM) プログラム

近年のもう一つの発展は、全米のロースクールにおける LIM (法学修士) プログラムの増加である。この傾向には二つの主たる理由がある。一つは、法務博士の学位以外にもう一つの学位を加えることによって、自己の資格にみぎきをかける必要性を感じている学生が増加していることである。もう一つの理由は、ロースクール自身が、法学修士プログラムとこのプログラムによって得られる付加的な授業料収入を、学内の他のプログラムを維持するための方策としてみていることである。従来、法学修士プログラムは、大学で学士号を取得した後、アメリカの法学の学位の取得を目指している海外の学生を呼び込むために設けられたものであった。日本、韓国、オーストラリアなどいくつかの国は法務博士モデルに移行しつつあり、少し変化してきているが、中国人の法学修士の学生の増加が、その不足分を埋めることに貢献している。しかし、今やロースクールもまた、アメリカの学生からの法学修士号に対する高まる需要に応えている。税法、環境法、裁判外紛争処理、法廷弁論のような専門的な法学修士プログラムは人気となっている。

WCL では、従来からある国際法研究の法学修士が全米の指導的地位を占めてきた⁽²⁴⁾。また弁護術について新たな

法学修士もある⁽²⁵⁾。しかし、最も際立っているのは、集中的な公法の学習コースを提供することを目的とした全米初の「法と政府 法学修士プログラム」を有していることである。⁽²⁶⁾これは、二四単位の学位プログラムであり、学生が非常に柔軟な LLM のカリキュラムをとることができるようになっており、そのカリキュラムは、公民権や憲法上の権利、及び財政規制（銀行、通商、証券、租税、独占禁止法と政策を含む）、そして行政法と規制慣行（衛生法と政策、労働と雇用法、知的財産、あるいは情報政策、また環境法と政策、移民法と政策を含む）といった広範な領域の学習コースを含むものになっている。そして我々が目標としている顧客は、政府の弁護士として働くことに特別な関心を有している学生であり、実際の多くの卒業生達がそういった職に就くことを可能にした。

このプログラムの特徴は、政府の行政機関の法務部門への正式な訪問、行政機関や議会からのゲストスピーカーの招聘や討論会、就職相談、特別セミナー、政府の行政機関で弁護士として働く前に、かつ働いている際に必要な知識や技術に焦点をあてた「ワシントン弁護士セミナー」である。

七 学生が政府での仕事を学び就職できるように援助する就職課の充実

アメリカのすべてロースクールには、学生の就職を援助する就職課がある。これは、明らかにロースクールがしなければならぬことである。すなわち、卒業生を満足させてきたロースクールは、今後の入学志願者を惹き付けることや幸福な（そしてより裕福な）卒業生からの寄付を呼び込むことに関して成功するであろう。さらには、影響力のある（そして恐れられている）ロースクールのランク付けのシステム（U.S. News という民間の雑誌によって行われている）は、そのランク付けにおいて就職状況の統計を用いている。

WCL のキャリア専門職推進課（Office of Career and Professional Development）（OCPD）がこの役割を果たし

ている。同課は、政府での研修の重要性を認識し、特別にウェブサイトに「政府と米国連邦議会」⁽²⁷⁾のページを設けている。そして、これらの職を専門にしているアシスタント・ディレクターを雇用している。同課は、学生がエクスターニッブに行けるように、そして連邦の裁判官、州の裁判官、行政の審判官といった卒業後の調査官職に就けるように、組織的な特別な努力（専任のスタッフ・アドバイザーを含めて）⁽²⁸⁾をしている。

結論

アメリカのロースクールでは、卒業生の就職援助のプレッシャーが増大している。民間部門の職が減っている一方で、政府弁護士職は増加している。こういった背景の中で、このような仕事に興味を持つ学生が増加し、その競争も厳しくなっている。アメリカン大学のワシントン・ロースクールは、卒業生を雇用主にとって魅力的なものにするために提供するカリキュラムを増やすだけではなく、卒業生がこれらの職を得ることができるように財政的支援やその他の支援を提供するために多くの努力をしてきたロースクールの一例である。

(1) See Jasper Kim, *Socrates v. Confucius: An Analysis of South Korea's Implementation of the American Law School Model*, 10 Asian-Pac. L. & Pol'y J. 330-31 (2009).

(2) NAIP, *Employment for the Class of 2011-Selected Findings*, at 1, available at <http://www.nalpo.org/uploads/Classof2011SelectedFindings.pdf>. 一九八五年までの卒業生の就職傾向の情報については www.nalpo.org/trends 参照。

(3) *Id.* at 2.

(4) *Id.* at 2.

(5) *Id.* at 2-3.

(6) *Id.* at 3.

- (7) Maria Hibbard, *Bucking the Recession Trend: Federal Government Attorney Jobs Have Been on the Rise*, PSJD Blog, (June 21, 2012), available at <http://blog.psjd.org/2012/06/21/bucking-the-recession-trend-federal-government-attorney-jobs-have-been-on-the-rise/>.
- (8) *Id.* (明確に示すために弱干修正を加えた。)
- (9) *Id.*
- (10) *Id.*, <http://data.wherethejobsare.org/wjta/field/1489>. で入手可能な報告書を引用。
- (11) *See generally* Office of Personnel Management, *Position Classification Standard for General Attorney Series*, GS-0905, available at <http://www.opm.gov/fedclass/gso905.pdf>.
- (12) メリットシステム保護委員会が *Jarward v. Social Sec. Admin.*, 115 M.S.P.R. 397 ¶12 (MSPB, 2010) において説明しているように、「弁護士」の地位は、連邦行政命令集第五卷二二三条二〇二(四)にいう例外的な公務員の「一覧表A」に含まれるものとして「その一覧表は、『秘密的 (confidential)』なものではないし、政策決定という性質のものではないので、試験をすることをできない」(連邦行政命令集第五卷二二三条二〇二) 地位を対象にしている。さらに議会は特に執行府が弁護士「の試験を始めることを禁止してゐた」。
- (13) 給与の等級は、人事局の二〇一二年の給与表から引用したものであり、関連情報については <http://www.opm.gov/oca/12tables/index.asp>. において入手可能である。行政法審判官についての詳細は *see* Vanessa K. Burrows, *Administrative Law Judges: An Overview*, Congressional Research Service, RL34607 (April 13, 2010), available at <http://townmasters.files.wordpress.com/2010/05/administrative-law-judges-an-overview.pdf>.
- (14) 連邦教育省によるプログラムの説明については <http://studentaid.ed.gov/sites/default/files/public-service-employment-certification-borrower%20letter.pdf>.
- (15) このプログラムを説明している二〇一二年八月に公刊されたパンフレットについては <http://www.wcl.american.edu/finaid/documents/PIIRAP-IIIHandoutAugust2012.pdf>.
- (16) Washington College of Law, *Annual Report of the Dean 2011-2012*, p. 38, available at <http://www.wcl.american.edu/dean/documents/annualreport.pdf>.

- (17) ランズデル・メンツドを概観(批評)「*たかのこじゆ*」 see Edward Rubin, *What's Wrong with Langdell's Method and What to Do About It*, 60 *Vand. L. Rev.* 609 (2007)
- (18) See, e.g., Mark Spiegl, *Theory and Practice in Legal Education: An Essay on Clinical Education*, 34 *UCLA L. Rev.* 577, 589-95 (1987).
- (19) この分野における先駆的業績の二つは、現在連邦裁判官の職にある教授によって書かれたものである。R. Guido Calabresi, *The Costs of Accidents: A Legal And Economic Analysis* (1970), and Richard Posner, *Economic Analysis of Law* (1972).
- (20) See http://www.wcl.american.edu/registrar/elective_seminars.cfm.
- (21) See James Backman, *Law School Externships: Reevaluating Compensation Policies to Permit Paid Externships*, 17 *Clin. L. Rev.* 21, 34 (2010).
- (22) この情報の多くは <http://www.wcl.american.edu/externship> から抜粋したものである。
- (23) See <http://www.wcl.american.edu/clinical>.
- (24) See <http://www.wcl.american.edu/tisp/llmoverview.cfm>.
- (25) See <http://www.wcl.american.edu/trial/llm>.
- (26) See <http://www.wcl.american.edu/llmahwandgov>.
- (27) See <http://www.wcl.american.edu/career/government>.
- (28) <http://www.wcl.american.edu/career/clerkships/>

(付記) 本原稿の翻訳については、同志社大学法学部四年生の高野詩織氏の助力を得た。記して謝意を表したい。